第二千五百五十号

平成十七年 (金曜日)

右 保安林の指定解除. 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告 都市計画事業計画の変更認可...... 保安林の指定予定. 出 公 告 目 同 先機 告 示 次 (都市計画課) ... 林 同 同 政 課 : : : :

第2550号

土地改良区の役員の住所変更..... 事農西 林北水地

土地改良区の役員の就任及び退任 同 所産方

(運転免許課)

: 끄디

示

指定講習機関の代表者の変更の届出.

公安委員会

青森県告示第八百五十号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があった

平成十七年十一月四日

ので、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

保安林予定森林の所在場所

北津軽郡中泊町大字小泊字割長根四八の一・五〇の一・六二の五・字山口二九八

す部分に限る。)・二九八の一地先 (次の図に示す部分に限る。)

の一・二九八の二・二九九・三二七から三二九まで (以上九筆について次の図に示

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

Ξ 指定施業要件

- 立木の伐採の方法 主伐は、択伐による。
- 2 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び中泊町役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第八百五十一号

:

三.

≕.

て準用する同条第一項の規定により告示する。 次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項におい 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、

平成十七年十一月四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

東津軽郡平内町大字外童子字滝ノ沢一二の七八三 (次の図に示す部分に限る。

(___) 保安林として指定された目的

(-)

保安林の所在場所

(三) 保安林解除の理由 土砂の流出の防備

 $\overline{\longrightarrow}$ 保安林の所在場所 道路用地とするため

東津軽郡平内町大字外童子字滝ノ沢一二の七八三 (次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

(___)

公衆の保健

保安林解除の理由 道路用地とするため

(三)

「次の図」は、省略し、 その図面を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備

え置いて縦覧に供する。

青森県告示第八百五十二号

項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。 計画下水道事業の事業計画の変更を平成十七年十月二十六日認可したので、同条第二 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、 鶴田都市

平成十七年十一月四日

森

青

県

報

青森県知事 Ξ 村 申

吾

施行者の名称

鶴田町

都市計画事業の種類

鶴田都市計画下水道事業 (鶴田町公共下水道)

Ξ 事業施行期間

平成四年十二月九日から平成二十四年三月三十一日まで

兀

1 収用の部分

都市計画事業計画の認可 (平成十五年七月四日青森県告示第四百五十七号) の

業地のうち北津軽郡鶴田町大字鶴田字一本木地内において事業地を変更する。

使用の部分

2

都市計画事業計画の認可 (平成十五年七月四日青森県告示第四百五十七号) の

び大笹並びに大字中野字北元地内を加える。 事業地に北津軽郡鶴田町大字鶴田字小泉、大字山道字小泉、忍田、押眠、

前田及

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

平成十七年十一月四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

申請のあった年月日

平成十七年十月十七日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名 特定非営利活動法人あおい森

Ξ

弘

主たる事務所の所在地

兀

青森市大字大野字片岡四六の一四

五

定款に記載された目的

ハイツ白峰一〇一

この法人は、高齢者、障害者等の要介護者を中心とした全ての県民に対して、筋

県民の健康増進を図ることによって社会全体の利益の増進に寄与することを目的と カトレーニングによる介護予防及びパワーリハビリテーションに関する事業を行い、

する。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

平成十七年十一月四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

平成十七年十月十九日 申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人電子物性

Ξ

代表者の氏名

主たる事務所の所在地 友田 豊治

兀

五

定款に記載された目的

八戸市吹上一丁目一一の一四

与することを目的とする。 心な農畜産物等の生産や県民の健康増進に寄与し、以て社会全体の利益の増進に寄 (静電気の活用による物質や生物の質的改善を図る技法) を活用し、食品加工の指 この法人は、青森県民に対して、物理学者楢崎皐月氏の提唱した「静電三法」 農畜産物等育成指導の事業や環境保全を図る事業等を行うことにより、安全安

出 先 機 関

土地改良区の役員の住所変更

の規定により公告する。 田光土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があったので、同条第十七項 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、大

平成十七年十一月四日

西北地方農林水産事務所長 笹 森 新

理事	区役 員 別の
工 藤	氏
武 雄	名
うがる市牛潟町村上一五の一 新住所 日住所 日住所	住
六四	所
平成二	年 月 日

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、大 土地改良区の役員の就任及び退任

七項の規定により公告する。 田光土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十 平成十七年十一月四日 西北地方農林水産事務所長 笹 森 新

"	牛潟町村上一一の五	"	司	鳴 海		"
"	下牛潟町靏舞岬四三の一	"	誠	佐藤		"
"	牛潟町村上五六の一	"	兼 春	工藤	事	寍
"	稲垣町繁田赤籏四六の一	"	申一	山田		"
"	牛潟町鷲野沢七三の一	"	弘 美	工藤		"
"	牛潟町村上四六	"	佐雄	工藤伊		//
"	牛潟町柏山一五	"	船二	佐々木昭二		//
"	牛潟町村上一五の一六四	"	武雄	工 藤		//
"	" 二八の二	"	正明	佐 藤		//
"	"四五の二	"	良一	佐 藤		"
"	下牛潟町靏舞岬四二の一	"	俊典	工藤		"
·01 •tt1	牛潟町大田光七一の六四	"	幸	佐 藤	事	理
"	牛潟町村上一一の五	"	司	鳴 海		"
"	下牛潟町靏舞岬四三の一	"	誠	佐 藤		"
"	牛潟町村上五六の一	"	兼 春	工藤	事	寍
"	稲垣町繁田赤籏四六の一	"	申一	山田		//
"	牛潟町鷲野沢七三の一	//	弘 美	工藤		"
"	牛潟町村上四六	"	佐雄	工藤伊		"
"	牛潟町柏山一五	"	昭二	佐々木昭二		"
"	牛潟町村上一五の一六四	"	武雄	工藤		"
"	" 二八の二	"	正明	佐 藤		//
"	" 四五の二	"	良一	佐藤		"
"	下牛潟町靏舞岬四二の一	"	俊典	工藤		"
〒平 ○ □ 成	つがる市牛潟町大田光七一の六四	つ	幸	佐 藤	事	理
の 年 月 日就任及び退任	住		名	氏	別の	区役 員 別の

公 安 委 員

会

青森県公安委員会告示第百一号

届出があったので、同条第二項の規定により公示する。 規定により、指定講習機関である株式会社弘前自動車学校から代表者の氏名の変更の 指定講習機関に関する規則 (平成二年国家公安委員会規則第一号) 第四条第一項の

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

平成十七年十一月四日

代表者の氏名 変更事項 成田 変更前 榮 成田 変更後 玉子 平成十七年九月二十九日 変更年月日

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行